

令和5年1月17日（火曜日）

○議長（福谷直美君） 日程第4、議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてから日程第6、議案第3号 事業契約の締結についてまで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 広田市長。

○市長（広田一恭君）（登壇）～中略～

今議会に提案いたしました議案は、条例案件1件、一般案件2件の合計3件であります。

まず、議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてであります。

これは、来る3月をもって成徳小学校及び灘手小学校を閉校し、並びに4月から両校を統合して新たに打吹至誠小学校を開校するためのものです。

昨年の12月議会で改正条例の廃止が議決されたことを受け、再度、倉吉市立成徳小学校・灘手小学校統合準備委員会が開催されました。同当委員会では、これまでの校名決定に係る経緯が両地区代表者で合意したルールに従って適切に決められたものであることを確認するとともに、最終決定に当たっては改めて委員会としての意見をまとめることとされました。そして校名についての再協議では、打吹、至誠ともにそれぞれの地域の思いが込められた適切な案として提案されたものであり、それらを合わせることで地域に愛される名称になるとして、新たな校名を打吹至誠小学校とするよう意見がまとまったものです。

学校教育審議会の審議でも、統合準備委員会で慎重に協議されたものであることや、地区の思いを踏まえた名称であることが確認され、参加委員の満場一致によりこの校名を適当とする答申がなされ、答申を受けた教育委員会においても答申のとおりの校名とすることが適当と認められたものです。これらの経緯を踏まえ、倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について本市議会の議決を求めるものであります。

なお、この場をお借りして一言申し上げさせていただきます。

この改正条例の提案に当たり、統合準備委員会の委員の皆様におかれでは、日程が限られる中で懸命の協議をしていただきました。このことにつきまして、委員の皆様に深く敬意を表するとともに心より感謝申し上げる次第でございます。

○議長（福谷直美君） 続いて、順次質疑を行います。

まず、議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について質疑を求めます。

○1番（大津昌克君） 議長、事前に資料配付をお願いしておりますので、よろしくお願ひします、取扱いを。

○議長（福谷直美君） 大津昌克議員から資料配付の申出がありますので、許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（福谷直美君） 再開いたします。

○1番（大津昌克君） それでは、議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

まず、市長に初めにお伺いをしたいと思います。

市長は、令和4年12月26日に開催された統合準備委員会の様子、状況をどの程度把握しておられるのかについて伺います。

この12月26日の準備委員会の状況は、教育委員会から口頭で報告されたものか、それとも、本日、私どもの手元にあります議事録を全部読まれたかどうか、まず1点目にこれ。

次、2点目。その議事録を読んだのであれば、その内容をどう思われたのか。教育長による議会の説明が不足しているとは思われませんでしたか。この議事録の要旨に書かれている丸ボツ、議会の質疑の中からという項目がたったの3つしか書かれておりません。もっと多くの議論があったはずですが、これだけの説明で十分だったと思われますか。

3つ目、署名された4,815名のうち、成徳地区と灘手地区の方がどのくらいおられたか把握をしておられますか。

4つ目、市長は、成徳小学校と灘手小学校統合の校名決定の過程を、この12月26日以前の検討会からの様子をどの程度御存じであるのかどうか、お聞きします。

5点目、今回の打吹至誠小学校という校名は、大半の市民の納得が得られたと感じておられるのかどうか、それとも、いまだに市民のもやもや感が払拭できていないと感じておられませんか。1月8日日曜日の新聞に掲載されておりました市長のインタビュー、まちに出て市民の話を聞くと書いてありましたが、まちに出て市民の話をちゃんと聞かれておりますか。

6つ目、この学校名の決定は、市長が公の施設設置の最終決定責任者であるということで間違いないかどうか、本人の御認識を確認したいと思います。

それから、7つ目、今年1月5日午後4時に市長室において、副市長と議長同席の下、私は市長と話をさせていただく機会をいただきました。私が市長に、この学校名問題が裁判になつたらどうするかと伺ったら、校名が決まらない場合は仮の校名で開校すると言っておられましたが、これで間違いないですね。

まず、ここまで7つの質問をしましたので、答弁をお願いします。

○11番（鳥飼幹男君） こういう質問は、きちっと7項目、聞かれましたか、今の。いいかげんな答弁はできないですよ、大事な議案であるのに。こういう資料を配るなら7項目の資料を配りやいいんですよ、市長にちゃんと。いいかげんな答弁じゃ困りますよ、言っとくけど。暫時休憩して、今のをきちっとメモして市長に出して通告してからやるべきだ、これは。

○議長（福谷直美君） 市長、答弁できないものはできないと言つていただければ結構だと思いますので、できる範囲で答弁をお願いいたします。

○市長（広田一恭君） それでは、ちょっと聞き漏らした部分があるかもしれませんので、その部分は、不足しておれば、また言つていただいたらと思います。

26日の統合準備委員会の把握ですが、終わったすぐ後、口頭で報告を受け、その後、本日議案説明会の中で資料としてあったもの等で内容は私は確認をしております。

それから、議事録については、私は全ては読んでおりません。それは申し上げておきます。

あと、それに対する議論が十分であったかどうかという御質問だったかと思います。私が12月議会で一部改正条例の撤回を申し上げたのが、もともと市民の皆様に先回の決定経緯が十分把握ができないということを修正する意味

で、一旦、統合準備委員会に戻させてほしいということでございましたので、その内容については、本日の議案説明等の資料にもあったかと思いますが、経緯等についての確認あるいは最終決定の在り方について、改めて統合準備委員会の中では確認されたものと受け取っております。

それから、4番が……。

- 1番（大津昌克君） 今のは2番です。
- 市長（広田一恭君） 今の2番でしたっけ。
- 1番（大津昌克君） 3番目は、署名された方の成徳と灘手の内訳を御存じか。
- 市長（広田一恭君） 署名されたというのは、5,000……。
- 1番（大津昌克君） 4,815名のそういうことは御存じですかと。
- 市長（広田一恭君） すみません、その内訳は私は分かりません。その内容については調べてもおりませんし、分かりません。

それから、3番目。今のが3番目でよかったです。

- 1番（大津昌克君） はい。
- 市長（広田一恭君） 4番目が、校名決定の内容はこれでよかったですのかということでしたっけ。
- 1番（大津昌克君） 過去の準備委員会の議事録は読まれましたか。
- 市長（広田一恭君） 6回までを読んで、至誠に決まったところまでの議事録は読みました。最終決定までは。

それから、5番目が、打吹至誠が適当かという話でしたっけ。

- 1番（大津昌克君） 市民の大半が納得したと感じておられますか、それとも、まだもやもや感が払拭できていないと思われるか。
- 市長（広田一恭君） 市民の皆さんに了解されたかということではなくて、もともとこの校名だとか、そのほかこのたびの灘手、成徳の統合に当たっては、その統合準備委員会で校名あるいは校章等を決めていきましょうということで、それぞれ地域の代表が集まられて、それで協議の上、決められたものだということで、両地区が合意されたこのたび内容になったのではないかなという認識でございます。

それから、市民の声を聞いたかということですかね。直接はまちに出て市民の方々の御意見というのは聞いていませんが、いろいろな御意見を友人の方からいろんな立場で、電話なり等での問合せだったり、意見の提案だったり、そういうことは受けましたが、直接全くフリーで住民の方々に意見を聞くというようなことはこのたびは行っておりません。

それから……。あとは、私の部屋に来て……。

- 1番（大津昌克君） 公の施設に最終決定責任者だということで間違いないですか。

- 市長（広田一恭君） 倉吉市立の公の建物でございますので、私が責任を持っての対応をさせていただくというのは間違ひございません。

それから、副市長同席の上、万が一、訴訟になった場合についてどうするかという話で、法的なことを全て調べた上でのそのときの答弁ではなかったかと思いますが、仮にでも名前をつけて、今まで準備してきたものということで、4月の開校に向けては仮の名前ででもやむを得ん、開校できるようにしたいということを申し上げたと思います。以上です。

- 1番（大津昌克君） 臨時会ですので事前に通告ができないもんですから、このようなことになってしまって私としても申し訳ないと思います。もしできる

んであれば事前に出したいけど、これが臨時会の立てつけ上、先ほど上程されたわけですからこれが難しかったというのが現実ですので、分かりやすいようにしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの質問で、1点だけ答弁漏れといいますか、少し答弁が不足していた点は、打吹至誠小学校が決定したということにおいて、大半の市民が納得されたと感じておられるかどうかという市長の感覚です。新聞等でも、昨日にでもまだ納得していないというような新聞の書きぶりがありましたので、そういうことも受けてどうなのかなということあります。

そのことを少し答えていただいた上でですけれども、次は教育長に伺います。

さっきの最後の質問の中で、教育長、市長が、もしものときに、法廷闘争とかになって校名が4月1日に決まってない、仮にでもというのが市長のお答えだったんだけども、仮の校名での開校というのはできるんですかということを、まず1点目に。

それと、12月26日の統合準備委員会の様子について伺いたいと思います。

まず、教育長説明、昨日メールでもらったんですけど、この4つの会議のことが書いてございます。26日の準備委員会、それを受けた翌日の定例教育委員会、1月5日の学校教育審議会、そして翌日の臨時教育委員会、4つの会議全てに出席をさせていただいて傍聴させていただきました、私は。ということで、実際に現場を見ている立場からしてこの質問をしていきますので、よろしくお願ひします。

教育長の説明の中で、直接請求者の指摘を2点上げられて、150の最多の応募があった打吹が選ばれず、たった1点の至誠が選ばれた点、そして議会の多数決ルールではなく、委員長が2回投票するルールというのが直接請求の方の指摘だったということを説明され、そして次に、市長が、他方、このたびの条例改廃において、統合準備委員会について協議過程の全てを市民の公開するには至ってないと指摘されていて、その中で、4,800名余りの署名が寄せられたことの重みもまた極めて大きく、また、両地区の代表による協議の結果を尊重しつつも、同時に、本市の市立小学校、市の公の施設として両地区以外の市民の方の声にも耳を傾ける必要があるのじゃないかと考えたと、議場ではこう言われたんです。ここまで議場ではですよ。

そのことを、教育長の説明では、ただ、一月に満たない期間のうちに4,800余りの署名が寄せられたことの重みも、また極めて大きいと要約して説明しておられるんです。要約して、議場での説明がかなり短くなってしまいました。でも、これ市長が前段言われたのは、準備委員会のルールは適正に行われたと考えるとおっしゃったんです。しかし、一方で、請求者の皆さんには、そのルールが違うといって署名を集めて請求してこられた。条例を廃止してくれと請求してこられたんですね。その請求者の気持ちを重く見られて廃止に賛成をして議案を提出されたんです。

議会はなぜ廃止したんですか。市長の前段の思いを受け止めたのであれば廃止を否決するはずなんですね。適正なルールで行われた、そうだなと思うんであれば条例廃止を否決するんですよ。後段の4,800余りの署名、それはおかしいんじゃないかという請求者の意見を採択したから廃止にしようということになったんだと思うんですね。こういう説明が全くされてないんですよ、教育長、準備委員会の中で。しかも、この3点のこと、2日もかけて議論したのに、たったの5行にまとめてあります。説明が不十分だと思います、私は。

さらに、委員から、この12月26日、至誠と再び選ぶことはできるのかの問い合わせに、教育長はできると答えているんですね。しかし、これ遡ること、昨年9月15日、9月議会の教育福祉常任委員会で、これ初めて至誠条例が出たときです。審議しました。9月15日、教育福祉常任委員会の条例を審査している中で、至誠小学校が否決されたら再検討の場合どうなるかという私の質問に、教育長はこう答えられています。至誠が否決されれば、教育委員会として同じ至誠という名前で再度議会に提出することはできません。そして決め方の一つとして、もう一方の打吹になることも考えられるというような答弁をしておられるんですね。

打吹になるかもしれないは、そう思うと言うけども、前段の至誠は使えない、教育委員会としてと言っておられるんですよ。議事録に書いてあります、しっかりと。いつから方針が大転換しちゃったんですか。9月のときはそう言われていたのに12月になつたら使えると準備委員会で説明している。私はこの辺が理解できないんですね。特に、行政の中でも教育行政というのは継続性と安定性が求められているんです。方針の大転換の場合はそれなりの理由が要ると言われています。なぜここを転換してしまったのか。

では、ここまで説明の中で質問をまとめます。大きく2点。説明が不十分ではないかという点、それから至誠が否決されれば至誠という言葉は使えないといった方針転換してしまった点、これをお伺いしたいと思います。

さらに、この後、12月になるまで、11月、署名活動が始まったときにホームページに、至誠という条例の廃案が可決した場合、別の新しい校名で決めますとまで書かれていました。なぜ至誠が残ってしまったのか、それを伺いたいと思います。

それから、議会の質疑の中で請求代表者の高田さんは、議員の質問に対して、150の応募があった子どもも保護者も応募した打吹にしてほしいと訴えられました。また、深田さんは、もし再び至誠となつたらの質問に、同じメンバーで同じルールでは認められない、誰もが認める民主的で公開の場で決まれば認めると何度も主張されたんです。同じメンバーで同じルールではもう認められないとおっしゃってた。

さらに、至誠についてどうかという質問に、至誠は、戦中、戦前に使われ方が悪い、忠君、愛国として使われた歴史的事実があり、わざわざその言葉を使う必要はない今までおっしゃっている。そのことが準備委員会には全然伝わっていないません。教育長は説明していないのです。

ちなみに、深田さんの言われる至誠の歴史的事実は、これです。先ほど配ったこの資料であります。これは成徳小学校120周年記念誌という立派な冊子の中に掲載されている文であります。5ページとして成徳校訓が書いてあります。明治40年11月に制定したものです。至誠と勇気ということであります。この裏側にその解説が載っています。これ一番右側、自分は国家の一分子であることを覚悟せしむ。愛国。そして隣の発展的のところの一番右側、国家に対しては義勇の心を發揮せしむ。そしてその隣、何事をなすにしても、まず国家のためになることを●せしむ。愛国。こういうような、当時は明治時代ですからこれで仕方ないんです。ということで、成徳と至誠のつながりというものは非常に重要なつながりがあるということが分かります。だからここで至誠が出てきてるということにもつながっているのであります。

また、一方、至誠は真心であると教育委員会は言ってこられました。真心と

いう言葉を漢字で調べると、忠という漢字が出てきます。「忠」というのは中に心です。この字の意味は、国家や君主に仕え、尽くすことという意味があり、忠義とか忠誠という言葉で使われていると。そしてその類語に至誠という言葉も出てくるんですね。国語辞典です。戦中に使われていたという事実は間違いないんです。どうしてこの請求者の主張を統合準備委員会の中で報告されなかつたのか。

それから、疑問点を上げれば切りがないんです。もう準備委員会の終盤で、いろいろと過去の議事録を読んでいると、今までとつじつまの合わない点がたくさんあるということなんですね。どうして12月26日の議事録だけ出して、今までの状態がどう決められてきたかという会議録を議会に出さないのか、なぜその経過を説明しないのか、それをお伺いしたいと思います。まずここまで。

○市長（広田一恭君） さき方、答弁漏れをしたようですので、市民の納得が得られていると思うかという御質問でございますが、基本的にこのたびの校名の問題については、灘手小学校の地区と成徳地区のそれぞれの統合準備委員会の委員さんで決めましょうということで、私が12月議会に申し上げたのは、あの4,815の請求があった分は、請求経緯が不十分じゃないか、そのところが明確でないんじゃないかと、そのことが言われておって、例えば、逆に言えば、至誠はいけませんとか、そういう言い方というのではなくて、その2点は基本決定経緯が不十分ですよということが請求の趣旨だったんで、私は、9月議会以降、教育委員会にきちんと市民の方々にその決定経緯とかを説明するようについて、統合準備だよりですか、第5号で一応各保護者の方に配ったり、それから市内には班回覧をしたりして一応お知らせはしたつもりですけど、それ以降に4,800も集まったということで、まだまだ周知が不十分だろうということでもって、12月議会には、改めてその決定経緯の確認を含めて、もう一度統合準備委員会で協議をしてくださいよということを申し上げて条例の廃止を提案したものですので、全市民の合意を得てというような話は私は基本的にはしておりません。

実際にそこの両地区の統合準備委員会できちっと合意を得て、それらが皆さんに納得できるルールの中で決定しましたよということがオープンの場で明確になれば、それで適當かなということをやり直していただく意味合いでああいう対応を取ったものでありますので、そういう御理解でいただければと思います。以上です。

○教育長（小椋博幸君） 大津議員の御質問にお答えいたします。

まず、様々な会議の中で説明が足りていないのではないかということでございますが、まず12月26日の……。

○1番（大津昌克君） 教育長、その前に、市長の、裁判になつたら仮の校名でというところを一番最初に。

○教育長（小椋博幸君） 仮の校名ということですけれども、これはできるかもしれませんというようなところが。ただ、3月中には何とか条例でもって校名を決めていただくのが本来だろうと思っています。

それから、続いて、説明が足りていないのではないかということでございますが、12月26日の統合準備委員会のときに、確かにおっしゃるように要約はいたしております。たくさんの御発言があったことももちろん承知しております。要約はしておりますが、大事なことはお伝えしたつもりであります。例えば、直接請求の会が求められている2点、これは手続について誤りがあるん

じゃないかということでございましたので、この辺はきちっと御説明をいたしました。

それから、2つ目に、方針が変わったのではないかとおっしゃる点ですが、9月15日の常任委員会のときにおっしゃるように発言しましたが、その趣旨は、9月議会において小・中学校の設置条例が廃止されれば、それは至誠は使えませんという趣旨でございます。ですから、その後、9月議会では至誠という校名が通りましたのでその準備を進めていたところですが、12月になって議会前に直接請求のことがあって、その直接請求の会の皆さんの中によくよく精査すれば、先ほど申し上げた手続についての2点ということでございましたから、決して方針を変えているわけではありません。あくまで両地域の代表の統合準備委員会の皆様の折り合いをつけていただく、何度も申し上げておりますが、両地区の皆様の合意がなければなかなか新しい学校はうまくスタートしないと、そこは大事にしたいと思っています。

それから、至誠という言葉のことについてですけども、これについても、確かに戦時中に使われたことは私も承知をしております。ただ、だからといって今の時代に至誠という名前を使ったことが戦争につながるような使われ方になるとは思っていません。何度もこれもお答えしておりますが、真心とかこの上ない誠実ということでございますので、言葉としては非常にいい言葉ではないかと思います。

それから、もう1点、深田さんが質疑のときにおっしゃった同じメンバーで同じルールであればよろしくないという点でございますが、メンバーは替えることができませんでしたので、お願いして継続していただくことで同じメンバーでしたんですけども、ルールについては、御指摘のあった可否同数の場合の委員長の決定によるところは、文言は変えないけれども、運用上、多数決にはしないと。これは、全員の委員の皆さんのが冒頭に合意をしていただいて、実際に多数決にはならず、多くの皆さんの賛同を得てこの打吹至誠という校名に至ったということでございます。

○1番（大津昌克君） 今までの会議録をなぜ出せないのか。

○教育長（小椋博幸君） 失礼しました。会議録の件ですけれども、12月議会を経て、その後の会議は公開ということにしておりますので、出してあります。そもそも統合準備委員会の中身を公開するという考え方が今までございませんでしたので、議会の指摘に従って公開するようにしたものです。

ただ、それまでについても、議事録は公開はしておりませんけれども、統合準備委員会よりありますとかホームページでの統合準備委員会よりは公開をしています。灘手と成徳の両地域については全戸配布をさせていただいておりますし、他の地域については班回覧をお願いして準備委員会よりをお届けしているということはしてまいりました。

○1番（大津昌克君） 至誠という言葉は、戦中、戦前に使われたことは知っているけれども、今の時代ではそうではないという教育長のお考えですよね。戦中に成徳小学校で過ごされた方としては、もう我々、戦後生まれですから経験がないんですよ。もう見てない。だけど、その方々がいまだに当時の記憶があるて、至誠にアレルギーを起こされているという事実は忘れないくださいね。至誠にアレルギー反応を起こされる方々が一定数おられるということあります。それは事実でありますので、そうです。

それと、統合準備委員会での説明が不十分ということの中に、議員の質疑の

中でこういうことを言っておられるんですけど、ある議員が、全国の統合準備委員会の例を紹介されて、応募の案は何人応募があっても1案とする例が多数ある、一般的な公募ルールであると、これを説明しておられるんですけど、これだけなんですね。実際ほかにも、私も言いましたけど、他方で多いものを選択する例が多数あるということの指摘もしました。多いものが選ばれているということと、準備がそれをまた投票で選んでいるという例も紹介したけども、そのことは準備委員会では言われていません。

じゃあ、ここでお聞きしますけれども、多くのものが選ばれないというルールは一般的かもしれません、たった1人の応募が選ばれているという一般的な例があるかどうか。それと、応募された中の言葉を2つ使って合わせて採用しているという一般的な例があるのか、そういうことを聞きたいと思います。

それと、応募したということは、アイデアですよね。応募された方のアイデア、アイデアを出された方に承認を得られたんですか、ひっつけるということを。これアイデアを出された方は、自分のアイデアを変えられちゃったんですから、そういうことは承認を得られなくていいのだろうかということを思っています。

そして、今3回目のあれですね、立っているのはね。

○議長（福谷直美君） 3回目です。

○1番（大津昌克君） ここまでちょっとお願ひします。

○教育長（小椋博幸君） 続いて、全国の例の統合準備委員会で多いものが選ばれている例もあるという大津議員の御指摘ですけども、このことは、確かに会議の中ではこういう意見があったということは報告しておりませんが、委員の皆様はそれは承知しておられると思っておりました。

それから、1つの応募のものが名前に決まった例があるかということですけれども、多くの例は、どの案に幾つの応募があったということが公になっていないと思いますので、私が知っている限りでは、多分あるだろうとは思いますけれども、そこはよく分かりません。例えば近いところでいいますと、県立の夜間中学校の校名も先般決まりましたけど、あの校名についても、どの案に何人の応募があったということは公にはなされていないと思います。

それから、至誠と打吹、その2つをくっつけることについて応募された方の了解を得たかということでございますが、それは、そもそも校名を応募するときの応募要項に戻ると思いますが、応募いただいた校名を基に統合準備委員会で検討を行い校名を決定しますと明記しておりますので、そこまでのことは必要がないのではないかと考えております。

○1番（大津昌克君） いずれにしても不明確な点ばかりなんですね。はっきりとそうだということはお答えしていただいてないです。それが一般的なのかどうかは分かりませんけど、例えば県立美術館のロゴマーク、選択してくださいと応募しましたよね。あれ2つのロゴマークをひっつけるなんてことは考えられないですよね。アイデアですから、というようなことも含めて応募された別のものと別のものをひっつけることについて、一般的じゃないなと思っております。

ほかにたくさんあるんですけど、時間もありませんから、最終的にこのことをお伝えしておきたいと思います。

この校名決定ですけれども、このような経過をたどって本日上程されており

ますが、しきりに準備委員会、準備委員会ということに固執されてるんですね。準備委員会で決めなければならないという定めはないと思うんですよ。よそでは、さっき言ったように、住民が投票して決めてる例もたくさんあります。誰もが認める民主的な方法、それは、やっぱり民主主義としては住民に投票していただくということが一番じゃないんでしょうか。全員の住民にということでないにしても、該当地区の皆さん、大人から子どもまで、あなたの通う小学校の名前はいかがですかと投票していただくということが、それをすれば誰も文句は言えないんじゃないかと思うんですね。これ改めて、打吹か、至誠か、打吹至誠かなどという例を挙げて住民に子どもも含めて投票していただくということはできませんか、今からでも。お願ひします。

○教育長（小椋博幸君） 最初に、ロゴマークは2つのものを一緒にすることはできないと、それはもちろんそう思います。ただ、校名については、地名と、それから理念に関わるもののが一緒になるということはあることだと思っております。

それから、統合準備委員会のことですけれども、そもそも校名をどう決めるかという場合に、両地域の皆さんの合意ということが必ず要ると思っています。本来ならば、成徳地域の皆さん全員と灘手の地区の皆さん全員がお集まりいただいて話しをしていただくのが筋だと思います、それは直接民主制ですから。ですけど、物理的にそういうことはできません。ですから代表の方をそれぞれの地域から選んでいただいて、その代表の方による話しで決めていったという経過ですから、これが民主主義のやり方だと思っています。それを一方的に行政が決めちゃうというのは、これはどうかなと思いますし、議会からも、それぞれの地域の意見をよく聞いて、調整しながら進めなさいということは何度か御指摘をいただいている点でございます。

それから、最後に、幾つかの候補を並べて投票ができないかということですけれども、現在はそのような投票ということは考えておりません。

○議長（福谷直美君） 5回目です。

○1番（大津昌克君） 教育長、そんな統合準備委員会を設置しないで全員を集めなさいと言つとるんじゃないですよ。統合準備委員会はつくられても、そこは候補を決めていただいて、決まった候補の中から住民に投票してもらったらどうですかということを言ってるんです。全国でその例がたくさんありますから、そういう方法はできませんかということをお尋ねしてるのであって、そんなとっぴなことを、全員集めなさいということを言ってるわけじゃないんです。

これからやっぱり新しい民主主義の在り方としても、地方自治の中でも住民投票条例などをしいて、住民に改めて聞いてみようなどという仕組みも出てきているわけであります。必ず条例設置の住民投票でなくてもいいですから、こういう案件はより多くの皆さんのが声を把握する、それがトラブルがなく進んでいく方法ではないかということを申し上げて質問してます。もう一度答えていただいて、最後に市長の所感もいただいて質問を終わりたいと思います。

○教育長（小椋博幸君） 統合準備委員会の中で幾つかの候補を決めて、そこから投票ということでございますね。成徳、灘手については、もう今からその方法を取ることはなかなか難しいと思います。ただ、市内では、今、小鴨、上小鴨地域、それから高城、北谷の地域が動き出しておりますので、その場で、こういう方法も御提案がありましたということは御紹介をして、もし同意が得られましたらその方法を取りたいと思いますが、その決め方については、何回も申

し上げますけど、それぞれの地域の代表の方の合意に基づいて決めていくのが一番よいと思っています。（大津議員「住民投票に関する所感をお願いします」と呼ぶ）

○市長（広田一恭君） 住民投票に対する所感ということでございますが、このたびの案件につきましては、当初より、その関係地域の統合準備委員会で決めていこうということで地域の皆さんがあの下に協議をしてこられた経緯でございますので、そこはきちんと尊重したいというのは、これまで9月議会、12月議会からずっと申し上げてるとおりでございます。

住民投票条例とかの今後の対応みたいなことも御質問でございました。また別件でそういう案件が出てきて必要と考えられるようなときには、きちんと検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（福谷直美君） ほかに質疑はございますか。

○13番（丸田克孝君） 議案第1号の一部改正について質疑をいたします。

先ほど条例を同僚議員が質問されたんで大体の趣旨は理解できたんですけど、私、まず、この12月26日の統合準備委員会と、あと、総務部会ですか、その中で事務局側がいわゆる再考のための再開の説明の中に、至誠小学校、至誠という言葉を再度使ってもいい、ありだなど、リスクは高いけど、議会にも出せるみたいな説明されてるわけですね。

先ほど教育長の話でも、4,815人の署名なり議会のいわゆる採択も含めて、採択ということは至誠小学校は否決ということなんですけども、という説明をされながら苦渋の選択をして今回の統合準備委員会再開ということなんですけど、言いたいのは、要は議会として至誠小学校というのはいわゆる否決されたと思うんですよね。それをまた出されてもいい、リスクは高いけども、至誠を決めてもいいという容認されるようなことを事務局から準備委員会等に説明されてるわけですけども、議会のそいつた決定についてどのような認識を持っておられたのか、その辺の考え方をちょっとお尋ねしたいなと思います。

○教育長（小椋博幸君） 直接請求の会の皆様の御指摘は手続に関する2点と捉えておりましたので、直接請求の中身の中に至誠はいけないとか打吹がいいということは書かれていません。ですから、至誠が否決されたと議員、今おっしゃいましたけど、至誠が否決されたと捉えておりません。

○13番（丸田克孝君） 直接請求の中には確かにそういう文言はない分にしても、いわゆる過程の中で、要するに150対1の中で至誠という形が決まったということはずっと市民の間からも出てたわけですね。公募要項の中にも、幾らあっても1対1の条件だという要項はあるということは私も認識していますし、分かるんです。ただ、市民の意見の中には、至誠という言葉は1人しかいなかつたから駄目だという意見があるということも含めての直接請求であったり、署名活動でないかなと私自身は思ってるんですけども、ただ、議会として否決したということは、至誠小学校というのはストップをかけたと私、個人的には認識してるんですよね。ただ、議会がそう決めたのに、あえてまた至誠という言葉を使ってもいいというようなあればいかがなものかなという思いで質問してるんです。

それと、先ほども出ました、打吹至誠という言葉が両方の地区の意見を取ったからという形でひっつけとなるような格好なんんですけど、この打吹至誠という校名は公募された校名の中の案としてはあったんですか、なかったんですか、どうですか。

○教育長（小椋博幸君） 最初に、繰り返しになるかもしれません、12月の議会での議決は、至誠が否決されたと捉えておりませんので、あくまで決め方のプロセスについて2点大きな誤りがあるんじゃないかという御指摘でしたので、そのことについて12月26日の統合準備委員会で皆さんに確認をしていただいて、合意の下に進めてきたということを確認していただいたということでございます。

それから、校名を応募した中に打吹至誠があつたかということですが、それはございません。ただし、さっきもお答えしましたように、応募いただいた校名の中から統合準備委員会が決めますということは応募の段階で明記をしておりますので、それについては特に大きく問題になることはないと捉えております。

○議長（福谷直美君） ほかに質疑ありますか。

○7番（大月悦子君） 私は、統合準備委員会の位置づけについてお伺いいたします。

以前の議会の中でも、統合準備委員会は私的諮問機関だと教育長はお認めになられたと思います。ずっと教育長は、統合準備委員会の方針に任せる、決定に任せるということをおっしゃっていましたけど、その私的諮問機関であるということを委員会にどのように、委員会の目標ですか、そういう私的な諮問機関としての委員会だけど、どこまでをしないといけないのかというようなことを委員会に伝えられたかどうかということをちょっとお聞きしたいのと、それから私はというか、いろいろな文献を見ますと、私的諮問機関は、最終的に決めるためのいろんな情報提供をする、そのための資料を提供する一つの機関であるので、何々委員会とかと決めなくとも要綱の中で決められることもあるということが文献の中ではありましたので、教育長がなぜここまで、私的諮問機関である統合準備委員会に決定をするように任せるというようなことを何回もいろんなところでされていましたし、それから私も委員会を傍聴させていただきましたけど、統合準備委員会で決定されたものを皆さんで承認していただきたいという流れのような説明だったと思うんですけど。だから決定したというんじゃないなくて、そういう件が出たのでという形で持っていかれてはないような気がする、だから常に統合準備委員会を尊重したという意味が、決定権を持つのだというような感じに取られているんじゃないかなと思います。

いろいろお聞きしたら、統合準備委員会も、今回否決したらまた自分たちに返ってくるんじゃないかなというようなことをすごく懸念されて、もうこの委員会にいるのは耐えられないと委員もおっしゃったと聞きますので、だからその私的諮問機関である統合準備委員会ということの位置づけを教育長はどういう理解されていたのかということと、市長にも、その辺はどんなふうに諮問されたときに教育長との話合いがなされたかということもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長（小椋博幸君） 統合準備委員会の位置づけということでございますが、答えが重なるかもしれませんけれども、それぞれの地域の代表の方に出てきていただいて、その御意見を基に進めていくというのは、これは民主主義的な手続だと思っていますので、何度も申し上げるように、地域の代表の皆さんの御意見は尊重していくということは、ここは変わっておりません。

ただ、統合準備委員会で決められた案が、そのまま案としていくというコースはもちろんあると思いますし、逆に、統合準備委員会で案として出たものが、

ほかのところ、例えば学校教育審議会であるとか教育委員会でいろいろ議論がなされて、それはそうじやなくて、こっちがいいよというような御指摘がもしあれば変わる可能性もあると思います。ですから、今回は両地域の代表の皆さんのが決めさせていただいた候補の案が学校教育審議会でも教育委員会でも認めていたといったという、そういうことだろうと思っています。

○市長（広田一恭君） 統合準備委員会の位置づけ等について、私の御意見も御質問いただいたところでございますが、教育長が答弁したとおりだと思っております。

両地区の代表の方々で一応協議をされて最終案というものをつくっていただいて、それから条例なりできちつと審議をする機関として教育審議会というものに諮問を最終案とかをすることでもって、今、教育長が答えたように、そういう統合準備委員会での協議経過なり、それから地元の方々の内容とかをよくよく勘案していただいてその教育審議会で諮問をした結果を教育委員の方々にもお諮りし、それらで地元の合意も受け、それからその決定経緯についても適当だということで私ども今度は市長部局に上がってき、私のいわゆる条例提案権というか、私の提案のその権限のところに手続が今來てるもので、前段でありました統合準備委員会の位置づけとかについては、さき方教育長が答弁したとおりだと認識しております。以上です。

○7番（大月悦子君） 説明はそのとおりだと思います。でも私、すごいなと思いましたのは、統合準備委員会の方がよく私的諮問のことを理解されてるなと思う発言がたくさんありました。その中には、どこまで教育委員会で責任を持っていけばいいのかということで、ここまでいろんな議論をしたので、教育委員会に上げて決定してもらってはどうかという意見の方もたくさんおられました。だけど、教育委員会の中に説明されたときには、あまりそのような意見は説明されなかったように思いますし、何か附帯決議もしたいということもあったようです、統合準備委員会の中に。でも、それは何か教育長が最終的な責任は持つので、統合準備委員会の皆さんとの気持ちを受け止める必要があるので、教育委員会としては附帯決議ということは必要ないではないかというような答弁もなされているようだと思います。

この辺の何かずれもあると思いますので、統合準備委員会の中でもすごく苦労されて苦心されてるのがあったと思いますので、その辺の位置づけが不十分というか、一致してなかつたんではないかなという面がたくさんありましたので、その点は教育長はどうお考えというか、お聞きというか、受け止められましたでしょうか。

○教育長（小椋博幸君） 統合準備委員会の中で、ここまで来ちゃったら教育委員会に預ければよいという御意見はお一人です。たくさんではありません。お一人の方がそのようにおっしゃいました。最後までそのように主張されておられました。

ただ、総務部会の後、全体の委員会の中では、もう大多数の方がこれでよいということでしたので、そのように進めさせてもらいましたし、それから附帯意見としてつけるということは、お一人の委員がおっしゃったんですけど、その後に別の委員の方が附帯意見をつけるというのはどういう意味ですかという趣旨の御質問をされて、教育委員会が責任を持って提案をするということだと答えられたら、今までとそれは何も変わらんじゃないですかということでしたので、附帯意見としてそれをつけるとかつけないということは言葉上のことで

はないかと私は捉えております。手続上は、今までどおり同じように校名を提案させていただくということでございます。

○7番（大月悦子君） くどいようですが、お一人の意見でも、とても私は貴重な、もしも私の諮詢機関だということが頭にあれば、この意見はとても大事だと酌み取っていただきたいと思って。ですから至誠という1票が上がったぐらいですから、この中の1人の意見というのもとても重要なものだなと思いますので、また、あと附帯決議を出させていただきますけど、やっぱりこの位置づけはとても大切ななものになると思いますということで、以上で質問は終わりにします。

○議長（福谷直美君） 答弁はいいですね。

○7番（大月悦子君） はい。

○議長（福谷直美君） ほかに質疑はございますか。

○14番（藤井隆弘君） 失礼いたします。まずもって、統合準備委員会あるいは学校教育審議会、教育委員会等の教育委員会事務局も含めて本当に御足労を願って、ありがとうございます。

それで、私は、統合準備委員会は残念ながら傍聴できませんでしたけども、学校教育審議会を傍聴させていただきまして、まず、統合準備委員会、資料が出ておりますので、そういうもののや、傍聴した者からの報告も受けましたんでその点については大方は理解しておりますが、教育長の中で、先ほど議会、12月21、22日、初日は約3時間、2日目は2時間ぐらいかかるて活発な議論をさせていただきながらそれぞれの議員の思いを述べた中で、文字にすれば5行ほどだったということで、ちょっとどうかなと思いながら、統合準備委員の方は、それは御存じのはずだというさっき教育長の話があったんですけども、やっぱりそれだけのことをしたんならば、全部が全部きちんとというわけにはならないにしても、いろんな意見があったというもうちょっと中身が欲しかったなという気はしております。

それと、先ほどのどこまで遡るか、これ総務部会のようですがれども、という中では、条例の廃止ということで議会では13対2という数でそれは差戻しということになったわけですが、それは至誠そのものがいい悪いじゃなくて、決め方等についてどうだったかなという思いがたくさんあった中でこういう結果になったと思いますので、そこについてはやっぱりもうちょっと丁寧な説明があってもよかったですかなと思っております。

私も議会の中では、今、大相撲が初場所ですか、やっておりますけれども、取り直しをしてやつたらどうかという思いでフラットにということも発言させていただきましたが、同じ組み手の中で水入りが入ったような形のところが始まっちゃったんで、もうちょっと違う方法もあったんじゃないかなと思うことと、それと、私の諮詢機関のことについて教育長は、議会の中で、準備委員会が市教委に任せるということであれば責任を持つとまで言っておられるのであれば、そのところは総務部会の中でもそういった発言があった、確かに1人だったかもしれないけども、きちんと、教育長がおられたかどうかは分からなければ、そのところのやっぱり対応というのには必要じゃなかったかと思いますが、そこをまずお聞きいたします。

○教育長（小椋博幸君） 議会でのたくさんの議員の皆さんからの御意見の件ですけれども、質疑は3時間半ぐらい時間がありましたということをお伝えした記憶があります。それで、たくさんの御意見があつたので全部全部は確かに紹介

はできなかつたんですけども、私が思ったのは、市長のお考えを正しく伝えるということが大事だと考えておりました。市長のお考えは、さっきから申し上げていますように、手続について指摘のあった2点については当たらないと。ただし、苦渋の決断ながら、1か月ほどの期間に5,000近い署名を集められたことも重たいと、ですから手續について再度統合準備委員会で確認をしてもらって校名を考えてほしいということですから、大事なことはお伝えしたつもりであります。

それと、統合準備委員会の中で、お一人、教育委員会に預けてはどうかという御意見いただきましたが、そのときの御発言の前段は、打吹、至誠でもよいが、教育委員会に預けたらどうかという御発言でしたので、決してこれは反対はしていらっしゃらないと思います。それよりは、むしろ教育委員会に預けるという方法もあることは皆さんお分かりだったと思いますが、やっぱり最後まで自分たちの責任で決めていきたいというお気持ちを持っておられたと、私はそのように感じました。

- 14番（藤井隆弘君） しっかりと傍聴した中での私も質問ではないんで、空間が今言われる中で、そうだったのかなと思いながら聞いております。

次に、学校教育審議会、この部分について私も傍聴させていただきました。それで、そちらにまとめ、主な意見というのが出ておるわけですが、これ何点かずっと出てますが、実際には3時に開会してから説明があって、事務局の、それと委員の自己紹介。残念ながら前回が書面議決ということでしたので、初めてお集まりになったんじゃないかなと思いますけれども、そのときにそれぞれの紹介があって、そこまで大体20分ちょっととかかったんでしょうかね。その後、初めて、じゃあ、資料に目を通してくださいということだったですね、これ。設置要綱というか、そちらであれば25分だったです。そこまでだったら、そのときに10分間ほど資料に目を通してください、この設置要綱であるならば、必要な資料等については事前に私、配付できたんじゃないかなと思うんですよ。結構な枚数だったないように傍聴してて思いました。こんな大事な内容だったら、きちんと資料を提示して皆さんに意見を言っていただくのが大事だったんじゃないかなと思います。

それと、ここに主な意見というのが出ておりますが、これは後で採決に先立ってぐるっと回っただけです、この出るのは。あと2つ、途中で2名の委員が発言されました。1つは、設置要綱の扱いについて、自分のところは北谷、高城、そちらなんで、このような形にならないようにということで、地域で説明もし、設置要綱の内容について運用というか、読み取りを変えたいということでどうだということがあったのが1点。

それともう一つ、これは新聞報道にも出ておりましたが、決定を覆すつもりはないがという前提でこのような発言があったわけですね。何が議論されたかオープンにして疑問を晴らすべきだ、公募数で打吹110件に対し1件だった至誠が選ばれたことなどに対し、市民は何があったのか、もやもやしているというような発言があったかと思うんですけども、1つには、このオープンに情報を出してくださいということに対して、事務局からは開示請求をされればできますよという発言だったと思いますけども、この委員の方はそういう意図で言っておられるんじゃない。先ほどもありましたように、全ていろんな会議録をこれまで全部オープンにしていれば疑問とか何かが出てなくて、もっとスマーズに会が進んで議決というか、そういうことができたんじゃないかとい

うことだと思いますし、もやもやということについては、何でここまで至誠にこだわるんだとか、いろんなことが市民の方からも私、聞きますし、ネットでもいろんな情報が出てて、逆におかしな状況になってるんですね。やっぱりそれはきちんとするべきじゃなかったかと思います。そのところについて御意見をお伺いできたらと思います。

○教育長（小椋博幸君） まず、学校教育審議会のときにお配りした議事録ですけれども、これ日程上、多分時間が間に合わなくて事前にお配りができてなかつたのかもしれません。事前に何らかの資料をお届けするという話はあったと思うんですが、そこは、申し訳ありません、本来でしたら事前にお配りして事前に読んでいただくという手続がよりスムーズだと思います。この日に、時間を取ってあえて読んでいただいたのは、12月26日の準備委員会はこう流れましたということを再度御確認をしていただきたいという趣旨でございます。

それから、もう1点、公開のことについてですけれども、先ほども申し上げましたように、統合準備委員会を公開すると考えておりませんでしたので、議会からの御指摘があつてからは公開をもちろんしておりますし、他の地域での統合準備委員会の設置要綱にも公開の項目は盛り込んでつくって今来ているところでございます。

○14番（藤井隆弘君） 結構です。

○議長（福谷直美君） ほかに質疑ありますか。

○10番（佐藤博英君） 議案第1号、今問題になっております小学校及び中学校設置条例の一部改正について、修正動議を提出します。（「ここでか」「今か」と呼ぶ者あり）

○議長（福谷直美君） 佐藤議員、申し訳ない。質疑を終結した後にお願いできますか。すみません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしました。  
次に、議案第2号 市道の路線の認定について質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしました。  
次に、議案第3号 事業契約の締結について質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしました。  
お諮りいたします。ただいま質疑を終結した諸議案は、委員会付託を省略し、この際、討論、採決を行うことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、そのように進行いたします。

それでは、一括して討論を求めます。（佐藤議員「議長、動議」と呼ぶ）

- 10番（佐藤博英君） 先ほど述べましたように、議案第1号の修正動議です。
- 議長（福谷直美君） それでは、ただいま佐藤博英議員外1人から議案第1号に対する修正の動議が提出をされました。
- 所定の賛成者がございますので、本動議は成立をいたしました。
- 暫時休憩をいたします。

午後3時22分 休憩

午後3時33分 再開

- 議長（福谷直美君） 再開いたします。
- お諮りいたします。休憩前に提出された動議は、条例改正の修正案であります。本修正案は、この際、議案第1号原案と一括して直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、そのように進行いたします。

それでは、議案第1号及び議案第1号に対する修正案を一括して議題といたします。

まず、修正案について、提案理由の説明を求めます。

10番佐藤博英議員。

- 10番（佐藤博英君）（登壇） それでは、説明を申し上げます。

修正箇所は、第2条中、倉吉市立打吹至誠小学校を倉吉市立打吹小学校に修正するというものです。

先ほどもたくさんの方から質疑がありました。そのとおりだと思う部分がたくさんありました。そしてこれが住民直接請求者の努力によって、至誠小、去年の12月22日、取り下げられました。しかし、その僅か4日後、改めて開かれた準備委員会で打吹至誠小が決定されてしまいました。

市長は、12月22日の条例取下げの提案理由の説明の中で、当該地区以外の市民の声も聞きたいと、そういうふうにおっしゃっておられましたが、それは、先ほども質問ありましたけれども、実行されたのでしょうか。また、直接請求者の市民の意見を広く聞いてほしい、そういう願いに応えたんでしょうか、この僅か4日間で。12月26日の準備委員会の中で、校名については、先ほどもありました、教育委員会にお任せするという意見も出る中で、教育委員会の準備委員会の運営の在り方にも私は問題があると考えます。

こうした中で、本来議会として校名を決めるというのはあまりいいことではありません。だけど、今回の場合はやむを得ないと考えます。打吹至誠ではなく、校名問題発端の原点に立ち返って最も応募の多かった打吹を提案いたします。この名前が最も多くの市民の願いに応えるものであると私は考えます。議員各位の賛同を心からお願いをし、提案理由の説明といたします。

- 議長（福谷直美君） 続いて、ただいまの修正案に対する質疑を求めてます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（福谷直美君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。ただいま質疑を終結した修正案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、そのように進行いたします。

それでは、議案第1号及び議案第1号に対する修正案について一括して討論を求めます。

田村議員。

○4番（田村閑美君）（登壇） 先ほど修正動議で出されました打吹に対し、賛成討論をさせていただきます。

会派こころ、田村閑美です。このたびの校名問題では、議員としての責務をしっかりと感じ、納得できる答えを自問自答してきました。12月の議会では、鳥の目を持ち、一度距離を取り直し高い位置から眺め、統合する校名の在り方を再検討していただくことがベストだと答えを出しました。統合準備検討委員会にて改めて合意された校名を聞き、道徳的正論で地域愛の合体が寄り添った校名、思いを込めて決めていただいた校名を尊重したいと思っておりました。しかしながら、再検討になった本質を考えると、何か釈然としない気持ちでもありました。そして当の請求者の方たちが納得していないことを知り、残念な気持ちです。

再検討で開催された検討会議の内容が不十分であったとのこと、当日の議事録も何回も読ませていただきました。そして今度は、魚の目を持って考えたいと思いました。魚の目というのは、潮の流れや干潮、満潮という流れを見失うなという意味です。そんな思いもあり、市民の声に聞く耳を持って聞いてみました。多くは、再検討した趣旨をクリアせずに決めた校名で再検討の意味はない、また、成徳、灘手の文字を使わないけど、そのものの表れで何のために再検討なのかと厳しい感想を耳にしました。もちろん統合準備委員会の決めた打吹至誠に賛同される方もいますが、よいとは思わないが仕方ないなどのタイミングリミットを嘆く諦めの声の言葉、それがついてきました。

統合準備委員会での校名決定は道徳的にも正論であったと思うが、住民直接請求の会及びそれに賛同した4,800人の署名の真意に値する運びの内容ではなかったと、そして潮の流れに乗れなかったのではないかと改めて感じています。これは統合準備委員会の会の運びがよくないということではなく、もう少し差戻しになった内容を心から受け止め、考慮する必要があったのではと感じています。よって、差し戻した時点に返り、お互いの地区住民の納得のいく校名を思うと、打吹小学校がベストだと思っています。一議員の思いで校名を決めようという気持ちではなく、会派こころの一議員としての姿勢を伝えさせていただきました。

最後になりますが、統合準備委員会の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。御尽力いただきまして本当にありがとうございます。

以上で佐藤議員の打吹小学校に対しての賛成討論とさせていただきます。

○議長（福谷直美君） ほかに討論ござりますか。

討論を終結することに……（藤井議員「議長」と呼ぶ）

○14番（藤井隆弘君） 動議を●。

○議長（福谷直美君） ただいま藤井隆弘議員外6人から議案第1号に対する修正の動議が提出されました。

所定の賛成者がございますので、本動議は成立をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時43分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（福谷直美君） 再開いたします。

お諮りいたします。休憩前に提出された動議も条例改正の修正案であります。本修正案は、この際、議案第1号原案とさきの修正案と一括して直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、そのように進行いたします。

それでは、議案第1号及び議案第1号に対する2件の修正案を一括して議題といたします。

まず、修正案について、提案理由の説明を求めます。

14番藤井隆弘議員。

○14番（藤井隆弘君）（登壇） 議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、修正案。

内容につきましては、第2条の改正規定中、倉吉市立打吹至誠小学校を倉吉市立成徳小学校に修正するものです。

修正理由としましては、何点かございますが、まず1点目としては、新小学校名候補、打吹至誠小学校は、決定に納得いかないとする多くの市民の声が絶えない状態にあります。

2としては、このまま打吹至誠小学校と決定すれば、市民等により新たな紛争が起こることが懸念されます。そうなれば、校名の決定はもちろん、令和5年4月1日の開校ができなくなることも想定されます。

3、また、教育委員会は、議会で指摘された教育委員会の主体性を發揮することなく、依然として統合準備委員会に決定責任を転嫁されていると思います。

4つ目としては、財政面においても既に多額の予算を投じており、さらに今後も校名看板や石碑等、相当の支出が想定されております。

5番目として、開校までの期間は既に迫っており、これ以上、校名問題に時間をかけることはできません。

以上のような問題点を総合的に考え、令和5年4月1日の開校に向けて児童、保護者に対する不安と市民への負担の軽減、リスクを最小限に抑えるには、現状の成徳小学校として開校することが望ましいということを議会の責任において決定すべきだと考えております。実際に成徳とすれば、今後発生する看板、石碑等の高額な支出が不要となるだけでなく、開校に向けた準備も相当軽減されます。

また、今後の校名問題については、明倫小学校との統合の際、改めて検討するか、当該地区住民が特に希望する場合は、令和5年4月1日の新小学校開校後のしかるべき時期に成徳地区、灘手地区、明倫地区の3者による協議、検討がされることが適切と考え、本修正案、動機を提出するものです。どうぞ議員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

○議長（福谷直美君） 続いて、ただいまの修正案に対する質疑を求めます。

○11番（鳥飼幹男君） 修正動議が出ました。まさか藤井議員から出ると思いませんでした。

これ、まず市長にお聞きをしたいと思いますが、一貫してこの選定過程について、適法、正当であれば統合準備委員会の決定を尊重する、これを私も言ってきましたし、市長も、このことは理解した上で私の22日の質疑に対しても、

条例改廃請求も賛成した理由としては、いわゆる民主的なルールで選定されたものであると、そういう周知に市長として努めてきたけども、やはり多くの市民の中に協議の公開が不十分だという声があるので、まずそのところを明確にして私は進むべきだと判断をして、今回、苦渋だったけれども、この廃案に賛成をしたんです、こう市長はおっしゃって、そして適正なルールで行われれば問題はないとして再考を求められたわけあります。

今回は、公開の場で民主的に行われて決定された、そして選考過程には問題がないということを思われて今回の議案の提案に至った、このように私は理解してますけども、もう一度市長の口から、これ間違いないか、お答えをいただきたい。

○議長（福谷直美君） 鳥飼議員、ここの質疑は提出者の藤井議員に対する質疑でございますので、どうでしょうか。

○11番（鳥飼幹男君） いや、違うんです。ここで● きちっと市長の声を取っとかなきゃいけません。これからやりますから、しっかりと、市長からも一言いただきたい。

○市長（広田一恭君） 改めて私の意見を質問いただいたところでございます。

さき方提案理由で御説明申し上げたとおりでございます。当初の至誠という名前についても、経緯等をよく見れば、一部情報公開が不十分だったというところもあり、いろいろな御意見もあったところですが、およそ適正に行われたもんだという中で、ただ、皆さん方の十分な理解が進められてないということで、改めて白紙に戻してそういった決定経緯を確認して、それでまた協議の結果、出された答えについては、それを適正なものとして提案をさせていただくというのは、おっしゃったとおりでございますので、したがいまして、このたびの、さき方、前段で教育委員会の説明が不十分だったでないかという御指摘もありましたが、それらのところについての経緯についての説明もあったところでございますし、最後の決定の投票の問題についても改善もしていただいた上で、また、公開の場でもしていただいたところでございますので、適正な手続の下で決定されたものということでこのたびの打吹至誠を提案したものでございますので、そういう御理解でいただければと思います。

○11番（鳥飼幹男君） 今、市長からありました。この市長の思いを受けて、22日に多くの議員が討論をしたわけです、討論を。そのときに、この市長の差戻し、再審議に対して賛成をして、統合準備委員会に差戻しをして再審議をしていただきたい、そのときに皆さんには、大変な御苦労を統合準備委員会の皆様におかけをしますけども、何とぞ再審議をしていただいてもう一度提案をしていただきたい、それには尊重します、こういう思いで全議員がしゃべっているんです。

今日は何ですか。唐突に成徳なんていうのは、成徳、明倫、灘手という言葉は使わない、こういう形で進んできてるものが、今になって成徳なんていうことを出しますか。ましてや、提案者が藤井さん。22日の日に何を言ったかというと、署名は重い市民の声だと、差戻しして統合準備委員会で協議していただき、できれば全員一致で決定してもらうことが大事だ、こうおっしゃった。全員一致で決まったんです、合意したんです、これは。それを反対するんですか。

それから、私は教育委員会が主体的に関わるべきだということを言いましたときに、藤井議員は、教育委員会に全て一任するのではなくて、統合準備委員

会を信頼してオープンな中で決めていただくのが筋だ、こうおっしゃってる。もう言つてることとやつてることの整合性が取れん。

それから、もう一つ、きちんとした形で学校教育審議会を通して議会に提案していただければ、議会は喜んで議決をすると言つてるんです。これはうそですか。後から聞きたい。

それから、さつき簡単に言ったけど、統合準備委員会、学校教育審議会、教育委員会の今日までの議論を全て否定して、これ動議が通れば議会が責任を負うんです、議会が。できますか。これから灘手や明倫に行って成徳になりましたなんていうことを言えるんですか。本当に取れますか、議会に、その覚悟がありますか、議員としての。まずそこまで教えてください。

○14番（藤井隆弘君） 今、何点か質問がありました。

まず、オープンな場でということについては、当然マスコミ等も入っておりますので、オープンな場での議論がなされたということは承知しております。ただ、その中で、先ほど質疑の中でも言いましたけれども、やっぱり不十分な部分があって……（発言する者あり）いや、そうおっしゃいますけど、それはそれぞれの考えですから、説明責任をきちっと、例えば6月6日のところに戻るんならば、いや、そうじゃなくて、何のためにこういった議会で議論をされたのか、そういうところを十分そしゃくされて統合準備委員会の委員の方にもそれを考えていただく場が必要であったんじゃないか、例えばそういったこともございます。

それから、学校教育審議のことと言いました。この点についても、たくさん意見があったということがありましたけれども、指摘したように、私は、ポイントになる意見についてはこの抜粋の中には一切上がっていませんでした。こういったことを例えばということで挙げましたけれども、やはりそれは教育委員会の主体性というよりも違った主体性じゃないかなと思っております。平等な形の意見を取り上げ、そういう中で判断を仰ぐ、これが大事だと思いますので、そういう意味ではやはり疑惑が残るということが大いにありましたので、こういった形を上げさせていただいた。

責任ということがございましたけれども、いろんな責任の取り方はあるかと思います。例えば、私は学校の教員、校長をしておりましたので、学校で大きな事故があったときについては、当然保護者あるいはいろんな場面で対応もし、それはどんなことがあろうとも最終的には学校であれば校長がということではあります。その前段としては、丁寧に説明をし理解を求めるんだと。これからそういう責務をどんな校名になろうとも私たち議員は負うわけです。当たり前のことで、そんなことは。そういう形で今回提案させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○11番（鳥飼幹男君） もう1点、責任の取り方があるというのは、もう3か月を切っているこういう中で、これから出かけていって、これから灘手や明倫に行って説明責任をして間に合うんですか。そういうことじゃない。

それから、もう1点、成徳なんという校名が何でこのときに出たのか。これ民意は違うと思いますよ。これ今日頂いた議事録、委員の保護者の皆さんにこう書いておられた。僕は感動したんだけど、今回の校名の決定に至って、今現在、子どもを学校に通わせている保護者として保護者目線で話をさせていただきたいと思う。学校に通っている子どもたちは、正直、一言で言うと混乱している。自分たちがこれから通う小学校は何という名前になるだろう、そし

て子どもたちはよく情報を知っている。打吹と至誠とあって、そこで折り合いがつかなくともめていると思っている。それをサポートする保護者、親もどう子どもたちに説明していいのか、対応していいのか、とても混乱している。打吹と至誠、それぞれの地域から出た意見である。理念と思い、両方を乗せた新しい学校をぜひつくっていただきて、きちんとした思いがある学校づくりをこれから私たちがしていく、早く子どもたちのサポートをしてあげたいと思ってる。

これが保護者の思いですよ。なぜ成徳なんていう、これは使わない、この3つの言葉は使わないと言ってるのに唐突にこういうものを出してくるというのは、どういうことで、どこの民意を酌んでこうしたものが出てきますか、お答えください。

○14番（藤井隆弘君） 今、鳥飼議員からありました。もともとこの統合というのは、明倫も含む3校の統合ということが前提だったわけですね、これは皆さん御存じのとおり。そのために公募まで取った。ところが、いろんな状況の中で、現在は成徳と灘手の2校ということからスタートしていこうということで来ましたが、現在、そういった中で4月の開校ということで、まず1つには、提案理由で言いましたけども、予算的なこと、期間的なこともあります、成徳と灘手、子どもたちはいずれにしても成徳小学校に通うわけですね、現在の。そういった場合に、もともとは複式学級の解消ということが目的で現在は何校か始まっているわけです、関金、山守から含めてね。そういうときに、成徳小学校に子どもたちが通いということであるならば、中には12月の議会に成徳にしたらどうだということまで言われた方もあるわけですよ。

そういうことで、私は、現状では、そういう形ですることが今々それが一番いいだろう、将来的には、また、後半でも書いておりますけども、検討すべきだということを前提としながら、現在ではそれがよろしいだろうということを言っているのであって、何ら私はおかしくないと思っておりますよ。

○11番（鳥飼幹男君） 言つとることはよう分かりませんが、ただ、最後に1点、市長も今回の議案の理由の中で最後におっしゃった、この場をお借りして一言申し上げさせていただきます、この改正条例提案に対して統合準備委員会の皆様におかれ、日程が限られる中で懸命の協議をしていただいた、感謝と敬意を表す、ここですよ、大事なのは。本当にこんな動議を可決すれば、学校教育審議会も教育委員会も、そして一番はこの統合準備委員会の皆さんのが今日まで必死になって、議員の皆さん、言ったんですよ、差し戻したときに、大変な御迷惑かけます、よろしくお願いしますと言っておきながら修正動議を可決できるわけないでしょ。混乱を招くだけですよ、これは。到底容認できません。

このことを一言言って、質疑を終わります。

○議長（福谷直美君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。ただいま質疑を終結した修正案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、そのように進行いたします。

それでは、議案第1号及び議案第1号に対する2件の修正案について、一括して討論を求めます。

17番。

○17番（福井康夫君）（登壇） それでは、私は、修正案が2件出されておりますけれども、いずれの修正案にも反対の立場で討論に参加をしたいと思います。

昨年の9月議会以降、校名の決定について混乱が続いております。日々、新型コロナウイルスの感染対策等で生活環境が脅かされる中で、目前となった統合準備すら関係団体で合意が得られないこのありさまは、子どもたちにとって不幸なことだと言わざるを得ません。12月26日の統合準備委員会について、公開と委員全員の合意という、これらプロセスについて最大限尊重するということは当然ではないのか、そのように判断をいたしております。議事録からも、公開で行われた26日の統合準備委員会、意見がぶつかり合いながらも、互いを尊重して着地点を見いだそうとした苦労が議論が伝わったと記者の感想が書かれています。一番問題になることは、後でそのことを覆すやり方、これはいたずらに混乱を引き起こすことになると思います。

統合準備委員会の各代表者、これは住民の代表として自治連等から選出をされ、その責務の下で会議を進められているものであります。民主主義の根幹として、自己決定権を奪うようなことは避けるべきだと思います。このことは、私、昨年の9月議会でも同じことを述べさせていただいております。署名活動が展開された反対の理由は、プロセスであり、至誠という言葉について、軍国教育への回帰、先祖返りのような指摘をされています。現在こうした意図を持って命名されたものではないということは、それを受け止めていきたいと私は思います。

人の行動には何らかのバイアスが働きます。私自身も、いわゆる確証バイアスが働いてるかもしれません。周囲もそうかもしれません。今回ここまで意見が対立すれば、明快な答えは出てこないと本当に感じております。しかし、結論は待ったなしでございます。いわゆる多くの市民の気持ちが尊重されるべきだ、このことに何ら問題なく、私自身も異論はございません。倉吉市の将来の児童数の減少は、待ったなしに減少していきます。将来、中学校区に1校の小学校というような姿も見据えなければならぬと思います。何回もこのことを申しております。こうした中で、統合準備委員会の決定をほごにするような見直しは本当に私は避けるべきだと思っております。

なお、先ほど12月議会における成徳小学校への回帰、こうした名前をどうだろうかと、こうした発言の議員があったと指摘がございました、藤井議員から。それは私を指したことではないかと思いますが、違うでしょうか。確かに12月議会では、議案第84号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の廃止について、その折に、今回ここまで意見が対立すれば、やはり明快な答えは出てこない、一縷の望みとすれば、現在の成徳小学校の名称が続く道はないのでしょうかと発言をいたしました。今さらということで、これは論外かなと言いました。あくまでその前提は、成徳、灘手の統合準備委員会の委員の合意の下で議論が積み重ねられて成徳小学校という道を選択されたら、そういう前提があるわけでございまして、誤解のないようにお願いしたいと思います。

以上を申し上げまして、私の討論とさせていただきたいと思います。

○議長（福谷直美君） ほかに討論ありますか。

11番鳥飼議員。

- 11番（鳥飼幹男君）（登壇） 議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、市長提案に賛成の立場で、原案に賛成の立場で討論いたします。

26日に差戻しをして初の会合である第15回学校統合準備委員会が開催をされておりました。様々な民意が交錯する中での開催であって、議事が本当にスムーズにいくのか大変に心配をしておりましたけれども、翌日の記事でしたか、翌々日でしたか、日本海新聞の先ほど福井議員も紹介をされました「記者の手帳」という囲み記事がありました。ここに、これまでの議論で何度も至誠と打吹でぶつかり合い、それでもお互いを尊重して着地点を見いだそうと苦労してきたことが議論から伝わったと。委員の1人が言ったように、校名の成り立ちそのものが認め合うことの大切さを伝える教材になるかもしれない、公開の場で民主的に決まった校名、次は市議会が公正な判断をする番だ、こういう記事がありました。

私は、この記事を見て本当に安堵しました。非常にスムーズに、そして全員一致で校名の合意に至った、本当にすばらしいことだなと思って、帰ってすぐ教育委員会の議事録を見させていただきました、どういう議論があったのか。今日は、それを紹介して終わりたいと思いますけども、1人の委員の方から、今、校名候補を聞き、両地区が出していた案を否定せず、打吹至誠という案を聞き、どれだけ校名に対して時間を費やして考えて出した答えということで、私はしっくり来ている。両地区がこれから新しい学校に向かうに当たって、PTAは、規約や行事、いろんな意味で協力し合って同じ方向を向いて今進んでいる。それをこういう形で決められたということは、私個人として大変にすばらしいと思っているし、校名候補が決まった以上、新しい学校に向かって両地区で手を携えて進んでいける本当にいい案だと感じている、こうあります。

もう一人の方は、私たちがずっとこの問題について真剣に向き合ってきたということを確認させてもらいたい。私たちは、そのときそのときに真剣に議論をし、最善の方法を取ってきたと思う。今回、お互いの意見を否定し合うことなく、お互いの地区の思いを認め合いながら合わさった名前ということは、子どもたちにとってもいい形で来年4月統合できるということを表せる名前になってると思う。振り返ってみるといろんなことがあったけれども、我々は本当に無報酬で何時間もやってきた。この名前に落ち着くことができれば最高だと思ってると、こう書かれてる。

私は、統合準備委員会のこの思いを大切にせずして何もない。この統合準備委員会の決定を尊重すべきだと、このように思っております。話の巧拙ではなく、人の心に響くのは、真剣にして誠実な一念から発する一言だ。子どもを思う心が凝結した両地区の合意を尊重し、賛成の討論といたします。

- 議長（福谷直美君）ほかに討論はございますか。

討論を終結することに御異議ございませんか。

山根議員。

- 3番（山根健資君）（登壇）皆さん、こんにちは。私は、修正案の成徳という案を賛成という立場で討論させていただきたいと思います。

成徳、灘手、打吹、至誠、そして打吹至誠、どれもすばらしい名前だと思います。それで、統合準備委員会の皆様の決定というのは私は終始一貫支持してまいりました。本日になってなぜ成徳という校名を賛成という立場になるか、

御説明させていただきたいと思います。

12月の議会の後、そして今日に至るまで、短いけども、いろんなことが起きました。打吹至誠という名前が決まって納得できない方たちは裁判に出るという話も聞きます。そして何より統合準備委員会の自宅の周りに反対チラシが配布されている、これは非常に看過できません。私は成徳地区に住んでいますけども、統合準備委員会の御家族の皆様は非常に恐れておられます。これはまさしく反対の皆様の標的にされておられるわけです、統合準備委員会の皆様の家庭が。これは非常に看過できない、許されない行為だと思います。このまま校名が決まってしまうと、私は、このままの校名、打吹至誠でもいいとは思っていますが、途中裁判を起こされたりすると、またもや統合準備委員会の皆様によからぬプレッシャーがかかっていく、これは否めないことだと思います。そして生徒、児童にも、また名前が変わるかもしれないという余計な不安をあおる、こういったことも考えられます。

鳥飼議員も福井議員もおっしゃられたことは、正論、適法で適正、まさしくそのとおりだと思います。しかし、なぜ成徳か。やはり使われる校舎の名前、校名を使われるのが、いろんな影響がある中で一番影響が少ないのではないかと考えます。いろんな費用も時間も全て最小限に抑えられる、そのように考えます。統合準備委員会の皆様が出された内容を終始支持してきましたが、以上のような理由から、地域の混乱、生徒たちへの混乱を一刻も早く収めたいという思いで、成徳案が一番いいと思い、皆様の賛同をお願いしたく、討論に立てさせていただきました。

そして何より、一番最初から言っていますが、もう待ったなし、今日決めないともう駄目であります。私は、今週末、成徳の教員の皆様と成徳ヨコヅナーズということでタグラグビーに応援と引率で広島に行ってまいりました。現役の教師の方と語る機会がたくさん持てました。今現在、深刻な影響は皆様が考えられるほどないということを言つていただきましたが、これから入ってくる新入生にはもう時間がない、これだけは何とかしてほしいということを強く言つていただきました。教員の立場でありますからあまり御意見はおっしゃられませんでしたけども、早くこの影響が一番少ない形で結論を出す、これが我々の与えられた責務だと思います。

そして統合準備委員会にこのまま決を持たせるのは、あまりにも以後、酷だと考えます。これは我々議会がこのケースに限り責任を持って校名を決めていく、そういうふうに強く思います。

以上、成徳という校名への賛成討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（福谷直美君） 討論はありますか。

討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたしました。これより議案第1号を採決いたします。

まず、佐藤博英議員外1人から提出された原案に対する修正案について、起立により採決をいたします。

なお、起立しない者は反対とみなします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（福谷直美君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、藤井隆弘議員外6人から提出をされた原案に対する修正案について、起立により採決をいたします。

なお、起立しない者は反対とみなします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（福谷直美君） 起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

会議時間の延長でございます。

この際、お諮りいたします。会議時間を延長することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定をいたしました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く議案第1号原案について、起立により採決をいたします。

なお、起立しない者は……（「前に決まつたが」と呼ぶ者あり）いえ、原案、決まってません。修正案が決まつただけで原案はまだ決まってませんので、原案を採決いたします。

修正案の部分だけを今採決をさせていただきました。それで、修正案は可決されました。

原案の採決をただいまから行います。（「原案の何を採決するだ」と呼ぶ者あり）修正をした原案、修正部分以外のところを採決いたします。（発言する者あり）灘手小学校を削ります、附則と。いいですか。

次に、ただいま修正可決した部分を除く議案第1号原案について、起立により採決をいたします。（発言する者あり）

原案の修正可決した以外の分を採決を……（「だけえ何を」と呼ぶ者あり）灘手小学校を削らないけんです。灘手小学校との統合の部分の原案がありますんで、原案を削ります。

原案を見ていただけますか。理解しましたか。いいですか。分かりましたか。

それでは、再度、ただいま修正可決した部分を除く議案第1号原案について、起立により採決をいたします。

なお、起立しない者は反対とみなします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（福谷直美君） 起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。（大月議員「議長」と呼ぶ）

○7番（大月悦子君） ●

○議長（福谷直美君） それでは、ただいま大月議員から、議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてに対する附帯決議の動議が提出されました。

所定の賛成者がございますので、本動議は成立をいたしました。

このため、暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時39分 再開

○議長（福谷直美君） 再開いたします。

先ほど提出された動議は附帯決議でありますから、この際、直ちに審議に入ります。

まず、提案理由の説明を求めます。

大月議員。

○7番（大月悦子君）（登壇） 議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、次のとおり附帯決議を提出いたします。

附帯決議の内容は、1つ、小学校による新学校名決定に関する条例改正については、議会及び市民に対して、その決定過程に関する情報公開が不十分だったと言わざるを得ません。今後は、逐次積極的に情報公開を行うとともに、懸念を抱かれることのないように説明責任を果たしていただきたい。過去のものについても同様に扱われることの検討を望みます。

2つ、今後の条例改正に当たっては、私的諮問機関の在り方について定義し、附属機関との違いを明記した上で事務を執行することです。

それでは、説明を行います。

このたびの成徳小学校、灘手小学校の統合新学校名の決定について、半年以上にもわたる論争の上、住民直接請求まで起こるなど、住民を巻き込んで大変な紛争を行いましたとともに、統合準備委員会の方には大変な御苦労をおかけいたしました。

また、これらの大きな原因の1つとしては、新学校名の決定過程が非公開であり、住民が納得を得られなかつたということです。その得られなかつた点の1つ、皆さんが言われる大きな点は、なぜたくさんあった中の1票だった至誠が決定されたのかということの説明の記録が全くありません。教育長の説明とかほかの方の説明では、至誠の意味の説明です。どうしてそれが上がったかということが議事録にも書いて示されていません。

情報公開で求められるものは、大切なのは決定のプロセスです。これが不透明だと非効率な事例や不公正な事件が起きるおそれがあるためです。市が保有する情報を積極的に公開していく必要があります。先ほど言わされましたけど、知りたければ開示請求すればよいというものではないと思います。情報を●キヨウイクした市民は適切な意見を形成し、市政を監視できるようになるとともに、本当に市政に積極的な参加も可能となります。市民と共に歩む市政は、適切な時期での情報公開が必要だと思います。

さらに、12月議会の教育福祉常任委員会の委員長報告によれば、それはちょっと抜粋してそのままを述べます。我々教育福祉常任委員会は、教育、福祉と教育委員会に属する事項を所管しています。最近は特に教育委員会に関する重要事項が山積しており、当常任委員会としても住民の代表として議論し、時には苦渋の選択をすることもあります。常任委員会への報告を早期に行っていただきたいことで、早い段階で民意を反映させ、より住民本位の行政を行っていたい、このように願い、当常任委員会は教育委員会に対し、次の事項について可能な限り早期に報告を求めるものであります。1つ、将来議論が起こると予想されるもの、2つ、市民の関心を呼ぶことが予測されるもの、3、予算や条例など将来議会の議決が決定されるものとして意見が添えられておりました。このことは、いかに教育委員会の情報提供と説明責任が足らなかったかを指摘しています。

また、今後の条例改正に当たっては、先ほど私も話しましたが、私的諮問機

関の在り方について定義をし、附属機関との違いを明確にした上で事務を執行することです。設置要綱の私的諮問機関と議会の決議が必要な条例設置の附属機関との役割が不明確であったことは、議会での指摘のとおりであります。

したがいまして、議案第1号に対しまして、冒頭に上げました事項について附帯決議を提出するものであります。どうぞよろしく御審議いただきますようにお願いいたします。

○議長（福谷直美君） 続いて、質疑を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。ただいま質疑を終結した決議は、この際、委員会付託を省略し、討論、採決を行うことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、そのように進行いたします。

それでは、討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福谷直美君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたしました。

続いて、本決議を起立により採決いたします。

なお、起立しない者は反対とみなします。

本附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（福谷直美君） 起立多数であります。したがいまして、本附帯決議は可決と採決いたします。